

**「産学公の森」  
（「企業の森・産学の森」）  
推進事業**

- 社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、産学公による新たな成長産業を創生する取組を支援します-

**令和 8 年度  
申 請 要 領  
（I コース）**

**公益財団法人京都産業 2 1**

**京都府**

## 目次

1 趣 旨	2
2 対象要件	2
3 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等	8
4 対象経費	9
5 申請手続	9
6 評価方法	14
7 交付決定	15
8 「パートナーシップ構築宣言」の普及へのご協力をお願い	15
9 補助金交付要領	

**【令和8年度のIアーリーステージコースのみJグランツによる電子申請の受付となります。】**

※Jグランツを利用するにあたり、GビズIDの取得が必要となります。

※GビズIDの取得について、書類郵送申請の場合は申請から発行まで2～3週間かかりますので、余裕をもって準備してください。オンライン申請の場合は申請から発行まで最短で即日発行が可能です。

Jグランツ操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認いただき、P11～P19の説明内容に従い、GビズIDを取得願います。

※GビズIDに関するご不明点等は、「GビズIDヘルプデスク」へお問合せください。

「GビズIDヘルプデスク」は、Jグランツホームページ：トップページの画面上部

「よくあるご質問」Q3-3の下段に紹介されています。

※紙申請も受け付けています。

**【重要なお知らせ】**

Jグランツの動作環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。

なお、Internet Explorer等の下記以外のブラウザは、申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。

- ・ Windows : chrome、firefox、edge(※1)
- ・ macOS : chrome、firefox、safari
- ・ Android : chrome

※1 edgeの「Internet Explorerモード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。

**【入力の際の注意事項】**

文字入力する際に以下の文字が含まれないようにお願いします。

- ・ダブルクォーテーション：「"」・「"」・「"」
- ・カンマ：「,」
- ・タブ：「」

※ホームページの情報などを入力欄にコピー&ペーストをした際に生じる文字

## 1 趣 旨

地球温暖化、食糧問題など様々な社会課題の解決は、持続可能な社会の構築だけでなく成長産業として経済の活性化にも寄与するものですが、企業単独での解決を図ることは困難であり、オープンイノベーションによる社会課題解決型ビジネスの創出が求められています。

本補助金では、企業や大学等研究機関と連携し、社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図る産学公による取組を支援します。

## 2 対象要件

### (1) 補助事業の対象となる要件

京都府内に本補助事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点<sup>※1</sup>を有する中小企業者<sup>※2</sup>を代表企業<sup>※3</sup>とし、構成企業<sup>※4</sup>又は大学等研究機関<sup>※5</sup>（以下、「機関」という。）を含む2者以上からなる産産連携グループ<sup>※6</sup>又は産学連携グループ<sup>※7</sup>（以下「グループ」という。）であることを要件とします。

なお、代表企業と構成企業・機関は、交付要領第4条に定める共同事業契約を締結し、お互いに協力し合って本事業を実施することとします。

事業を実施する際に、京都府関係部局からの助言等の連携を希望する場合は、関係部局とのマッチングについて、京都府産業振興課と協力しながら全面的にサポートします。

また、「理研との連携を想定したテーマ」（脳科学・AI・iPS細胞・ロボット）のいずれかをテーマとし、国立研究開発法人理化学研究所<sup>※8</sup>（以下、「理研」という。）をグループ構成に含む補助事業に対しては、審査時に考慮するとともに、理研研究者とのマッチングについて京都府と協力しながら全面的にサポートします。

- ※1 拠点 … 「産学公の森」（「企業の森・産学の森」）推進事業補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第2条第1号に定める場所。法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控え又は開業届の控え（決算期を一期も迎えていない開業した方）により、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。
- ※2 中小企業者 … 交付要領第2条第2号に定める者。
- ※3 代表企業 … 交付要領第2条第4号に定める者。
- ※4 構成企業 … 交付要領第2条第5号に定める者。
- ※5 大学等研究機関 … 交付要領第2条第6号に定める機関。なお所在地は府内に限りません。
- ※6 産産連携グループ … 交付要領第2条第7号に定めるグループ。なお、グループ間の受発注に係る経費は補助対象経費として認められません。
- ※7 産学連携グループ … 交付要領第2条第8号に定めるグループ。
- ※8 理研の研究内容等につきましては、下記ホームページをご参照ください。  
・理研のホームページ <http://www.riken.jp/>

## 【社会課題の例】

**①ビッグデータ解析等の先端技術を活用した子育て環境の構築**

各地域の繋がり希薄化、核家族化の進行、急速な少子高齢化など社会が変化する中で、産後うつや育児ノイローゼの増加、仕事・育児・介護の3両立に直面するケースの増加など、子育てが難しい状況が次々と生じています。

本来、各種子育て制度の充実など日本の子育て環境は、高いポテンシャルを有するものの、それを活かさきれていない背景として、考え方など文化・精神面に根強い問題が潜むことに加え、地域社会との連携、働き方の変革など、社会を構成するあらゆる分野・要素が複雑・有機的に絡み合っているため、個別の課題分析と解決方法では対処できない状況になっていることが大きな要因です。そこで、ビッグデータ解析等によって社会全体を様々な視点から解析するとともに、国際比較などを通じて、これまで認知できていなかった課題の抽出・整理を行い、総合的な観点からの子育て環境の構築を目指す取組を支援します。

**②脱炭素社会の実現に向け「自然」の機能を活かす新産業の振興**

脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素技術を活かした新産業の創出・育成を図ることが重要ですが、産業のグローバル競争が加速する中で、日本の強みを活かしたイノベーションによってこれを実現することが理想です。そこで、石油(原油)・石炭などの化石資源に代わる太陽光・風力をはじめとする自然エネルギーなど「資源」の観点だけでなく日本が世界に誇る四季折々の豊かな生態系が有する「機能」を活かし、資材や生産方法などサプライチェーン全体を環境負荷の少ないものへ変革することを目指すため、化石資源を極力使わない新素材、生産方法の開発やカーボンニュートラル化に向けた取組を支援します。

**③デジタルツインなどのテクノロジーを組み合わせたスマートシティの構築**

人口減少社会、少子高齢化社会においては、あらゆる立場・境遇の方が孤立することなく社会と繋がり、必要な時に必要なサービスを受容でき、自分らしく活躍することができるスマートシティの実現が求められています。そこで、デジタルツイン、ハプティクスなどのテクノロジーの融合、AI・ロボットの活用により、地域生活を向上させるなど、スマートシティの実現に向けた取組を支援します。

**④フードテック、スマートアグリなどの技術を活用した第一次産業の課題解決に資する取組**

農業や漁業の生産性は、世界的に他産業と比較して低い傾向にあり、日本でも担い手の高齢化・人手不足が深刻化しています。また、今後発展途上国を中心とした人口の爆発的な増加により、2030年頃にはタンパク質の需要が供給を上回ることも示唆されています。そこで、データに基づく農地管理による効率的な生産システム、未利用の自然資源を活用した新たな食材の開発など、農業や漁業の課題を解決する取組を支援します。

**⑤「京の健康」で示された健康寿命延伸のためのヘルスケア産業の振興**

高齢化社会による医療費増大が問題となる中、健康長寿社会の実現に取り組むことが急務となっています。さらに京都府における健康寿命は男性・女性ともに全国の平均を下回っており、京都府では健康寿命を延伸することを目標として、「きょうと健康長寿・未病改善センター」を設置し、エビデンスに基づいた健康づくりや介護予防を実施するなど、府民の健康づくりの推進を図っているところです。そこで、「食事や運動等の生活習慣」と「健康状態や健康への意識」に係る傾向や特徴をまとめた『京の健康』概要版 <https://www.pref.kyoto.jp/sangyo->

[sinko/innovation/qol/documents/0\\_gaiyouban.pdf](https://sinko/innovation/qol/documents/0_gaiyouban.pdf) を参考に、ビッグデータ解析等によって認知症・生活習慣病など疾患の早期発見を可能にする仕組みの開発や、予防方法の開発等を行う取組を支援します。

※なお、これらはあくまで例示であり、様々な取組をお待ちしております。

本補助金への交付申請は、1事業者につき1件とします。

また、公益財団法人京都産業21（以下、「財団」という。）が実施する「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」とは併願申請できません。

なお、国等他の機関が実施する他の制度において併願が認められている場合にあっては、併願応募は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用はできませんので御注意ください。

## （2）補助金交付対象企業の要件

本事業の補助金は、（1）の要件を満たすグループを構成する各企業に対して直接交付します（表1参照）。

ただし、グループを構成する企業のうち、「スタートアップ企業」<sup>※1</sup>においては、京都府内に拠点が無い場合であっても、財団理事長が認める場合に限り補助金の交付対象企業とします。

また、代表企業と構成企業が親会社・子会社<sup>※2</sup>の関係にある場合は、代表企業となる一方のみが補助金の交付対象となります。

※1 スタートアップ企業 … 交付要領第2条第3号に定める者で、バイオ、AI・IoT、DX、データサイエンス、ロボティクス、XR等の最先端技術又は大学等研究機関の研究シーズを活用した新たな製品・サービスの開発を目指す企業

※2 親会社・子会社 … 会社法2条第3号及び第4号で定める親会社・子会社。子会社は、議決権のある株式の50%超を、他の会社（つまり親会社）に保有されている会社を指します。たとえ50%以下であっても、営業方針の決定権、役員の派遣状況、資金面等から「実質的に支配」されていると判断される場合には「子会社」になります。また、代表企業と構成企業の関係が親会社の同一グループ内における子会社・子会社の場合も、代表企業となる一方のみが補助金交付対象となります。

## ■ 企業グループ構成要件（表1）

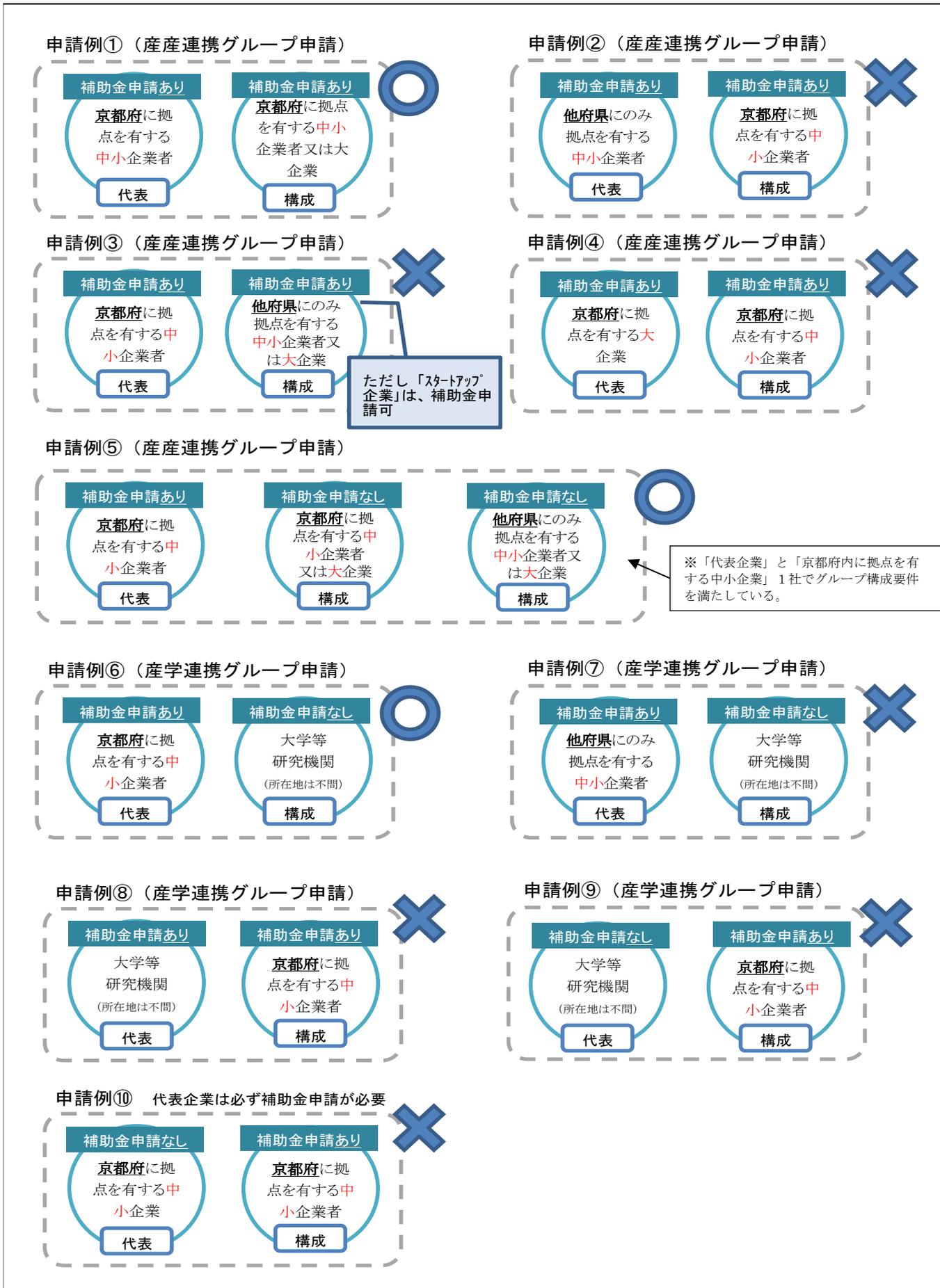
区分	本事業を遂行する拠点（※3）	代表企業としての資格	構成企業・機関としての資格	補助金交付対象企業としての資格
中小企業者	京都府内に拠点 有	○	○	○
	京都府内に拠点 無	×	○	△（※4）
大企業	京都府内に拠点 有	×	○	○
	京都府内に拠点 無	×	○	△（※4）
大学等研究機関	— (所在地は不問)	×	○	×（※5）

※3 京都府内に拠点を有する中小企業者を代表企業とし、京都府内に拠点を有する構成企業又は大学等研究機関（所在地は不問）1社以上が必ず参画すること。ただし、京都府内に拠点を有する中小企業者を代表企業とし、本要領で定義する「スタートアップ企業」が参画する場合はグループ構成要件を満たすものとする。

※4 本要領で定義する「スタートアップ企業」は補助金交付対象とする。

※5 大学等研究機関との受託(共同)研究費は補助対象経費として認める。

<申請例>



(3) プロジェクトリーダーの選定

グループの中からプロジェクトリーダーを1名選んでください。

プロジェクトリーダーは、グループ全体のマネジメント並びに事業計画の策定、事業の実施及び成果を管理・総括する、本事業に関するグループの責任者です。

なお、必ずしも(1)に定めるグループの代表企業となる中小企業者に所属する方である必要はありません。

(4) 以下に該当する者はグループの構成資格がありません。

<p>① 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合</p>	<p>国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納があるとき。</p>
<p>② その他</p>	<p>ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき(一部例外を除く。)</p> <p>イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。</p> <p>ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ク イからカまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(キに該当する場合を除く。)に、財団が当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき。</p> <p>ケ 交付要領第2条第1号に定める拠点の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。</p> <p>コ 過去2年間で、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第19条に関する勧告以上の措置を受けたとき。</p>

**3 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等**

コース	I アーリーステージ コース（グループ形 成）	II 事業化促進コース （試作・開発、テスト マーケティング）	III 本格的事業展開コース （応用研究等、設備投資、それ らと連動した販路開拓）
対象事業	目標（目指すべきグループ事業像）の設定や実現に向けた勉強会・研究会、セミナー、ワークショップ、市場調査等の調査、要素技術の可能性検証、技術研修等	試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等（本コースの資金支援規模の範囲内で製品・サービス提供まで可能な小規模開発・事業展開案件も対象とします。）	実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備投資（生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等）、それらと連動した販路開拓等（広報、需要開拓等） ※開発の実績・取組の蓄積等が十分にあることが前提
対象期間	<p>原則として、補助金交付決定日から令和9年1月29日</p> <p>令和8年4月1日以降に実施している事業は事前着手届(※)を提出の上、交付要領第6条及び第7条に基づき遡及適用します。ただし、事前着手日から交付決定日までの間の「直接人件費」と「旅費」は補助対象外となりますので、御注意ください。</p> <p>※交付要領第8条参照。交付決定前に着手する全ての経費を記載ください。</p>		
補助率	<p>(1)申請事業の実施に必要な補助対象経費（(2)に記載の経費除く）の1/2以内</p> <p>—</p> <p>(2)土地造成費、建物建設費（付帯工事含む）及び本格的な生産・販売目的で調達し本格的な生産・販売が主用途の設備に当たっては、その15%以内</p>		
支援規模	1グループ当たり 120万円以内 （勉強会・研究会の実施は20万円以内）	1グループ当たり 100万円以上～ 2,000万円以下	1グループ当たり 2,000万円超～ 5,000万円以下  （1企業3,000万円以内。ただし産学連携グループで提案の場合、大学等研究機関との受託（共同）研究費については2,000万円まで加算可能）
採択予定	13件程度	14件程度	6件程度
評価基準	<p>次の基準に基づき総合的に評価します。</p> <p>(i) 目標（目指すグループ事業像）設定の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目指すグループ事業像の成長性、発展性の程度</li> <li>・ 目標設定に至った経緯・背景・動機の妥当性</li> <li>・ 構成企業間の連携・役割分担の妥当性</li> <li>・ グループの取組に関する準備状況の妥当性</li> </ul> <p>(ii) 目標に向けた取組の具体性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に向けた課題把握・認識</li> <li>・ 補助対象事業の取組計画の具体性・妥当性</li> </ul>		
	—	(iii) 取組に関する準備状況の妥当性 ・ 事業実施のための体制（財務状況、人材、技術等）の妥当性	

	(iii) 発展性、社会課題等の解決に寄与する可能性 ・ 補助対象事業終了後の事業の発展性 ・ 補助対象事業が社会課題等の解決に寄与する可能性	(iv) 費用対効果、発展性、社会課題等の解決に寄与する可能性 ・ 補助対象事業の取組の費用対効果の妥当性 ・ 補助対象事業終了後の事業の持続可能性 ・ 補助対象事業が社会課題等の解決に寄与する可能性	(iv) 費用対効果、経済効果・付加価値の創出、社会課題等の解決の実現可能性 ・ 補助対象事業の取組の費用対効果の妥当性 ・ 補助事業終了後の実用化の実現可能性 ・ 地域経済・中小企業の活性化、新規雇用創出等の寄与度、付加価値の創出等の実現可能性 ・ 社会課題等解決の実現可能性
※1 京都府の政策的趣旨から以下の項目に該当する場合は審査時に考慮します。 ① 本要領「2 対象要件」の(2)に記載する「スタートアップ企業」に該当する場合 ② 「理研との連携を想定したテーマ」のいずれかをテーマとし、理研をグループ構成に含む事業の場合 ③ 良質雇用の継続・新規創出を目指す事業に該当する場合 良質雇用とは、所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が 236,200 円以上であること、月平均所定外労働時間が 20 時間以下であることの双方を満たすものをいいます。			

#### 4 対象経費

対象経費については、交付要領第7条に定められていますので、御確認ください。

また、対象経費は原則、京都府内の拠点で実施する事業の経費になります。京都府外の拠点に係る経費は対象外になりますのでご注意ください。

なお、本補助金については、京都府から財団への補助金を原資として、財団から補助対象者に交付されるものであり、所得税法第42条または法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、補助対象者において、当該補助金をその交付目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てた場合は、同条の規定を適用することができます。

#### 5 申請手続

##### (1) 申請書類の提出方法

申請は、国が提供する電子申請システム「J グランツ」で受け付けます。

※G ビズ ID の取得について、書類郵送申請の場合は申請から発行までは2～3週間かかりますので、余裕をもって準備してください。オンライン申請の場合は申請から発行まで最短で即日発行が可能です。

※電子申請ができない場合は、紙申請も可能です。

##### (2) 申請様式・添付書類

ア 本申請要領、添付様式等については財団ホームページまたはJ グランツのホームページからダウンロードしてください。

財団ホームページ： URL : <https://www.ki21.jp/subsidy/kobo-r8-mori/>

J グランツホームページ： URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

➤ J グランツトップページから「補助金を探す」で「令和8年度「産学公の森」（「企業の

森・産学の森」)推進事業補助金」を検索してください。

イ 申請書類について、J グランツホームページにて、申請フォームに必要事項を入力いただき、申請願います。

- ・ファイル添付の項目について、J グランツにアップロード可能な1ファイルの容量は30MBが上限です。注意してください。
- ・申請内容や提出資料に不備・不足がある場合、J グランツにて差戻しとなる場合があります。その場合は「担当者メールアドレス」欄に記入されたアドレスに通知メールが届きます。また、必要に応じ、財団担当者から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ・提出書類の不備や不足に対する修正資料の提出、又は財団が求める追加書類等の提出について、財団が示す期限を過ぎた場合や回答がない場合等には、審査不通過となる場合があります。
- ・必ず提出書類の控え及びバックアップを取って保管してください。
- ・申請後、財団が求める修正事項以外の提出書類の加筆、修正等はできません。

ウ 紙申請時の提出物は、紙ベース1部、CD-R 1枚(申請様式の内容が全て記録されたもの)とします。申請書は、A4判、片面印刷、ページ番号記入で提出してください。

※CD-Rでの提出が困難な場合は別途財団までお問合せください。

エ ファイル添付様式の記入は内容の正確を期すため、Word、Excelを使用し、日本語で判読し易く作成してください。

オ 提出された書類(個人情報)は、財団のほか、京都府にも提供されます。

なお、当該書類(個人情報)は、以下の目的の範囲で使用し、企業の秘密は保持します。

- ・評価、交付決定、管理等の補助事業の適正な執行のために必要な連絡
- ・事業活動状況等を把握するための調査(事業終了後のフォローアップ調査を含む)
- ・その他補助事業の遂行、京都府の政策目的達成のために必要な連絡等

※提出された書類の返還は行いません。

カ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、申請資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、御注意ください。

## 【提出物】電子申請の場合

	提出書類(ファイル添付するもの)	補助金交付申請	
		代表企業	構成企業
作成書類	提出書類チェックシート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 第1号様式 補助金交付申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 第1号様式 別紙1 全体事業計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 第1号様式 別紙1-1 全体事業計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 第1号様式 別紙2 役割分担表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 第1号様式 別紙3 構成メンバー一覧表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 第1号様式 別紙4 プロジェクトリーダーの経歴書	<input type="checkbox"/>	※リーダーのみ
	⑦ 第1号様式 別紙5 申請企業の概要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 第1号様式 別紙6 申請事業費 総括表(グループ全体)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 第1号様式 別紙7 申請事業費 個別表(各企業)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 第1号様式 別紙8 反社会的勢力排除等に関する誓約事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 特許リスト及び特許出願書類の写し(該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 第2号様式 事前着手届(該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
添付資料	⑬ 企業の法人登記簿謄本(★原本) (履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ 開業届控えの写し(決算期を一期も迎えていない開業した方)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑮ 納税証明書(★原本) (府税に滞納が無いことの証明書。発行後3カ月以内のもの。) 納税証明書の交付場所について： <a href="https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html">https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html</a>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑯ 会社・組合：直近3期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し 個人：直近3期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 株主一覧が記載されている書類 (出資者、出資額の一覧が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

■⑦、⑩、⑬(又は⑭)、⑮は補助金を交付申請しない企業も提出が必要です。

■⑬、⑮の原本は後日確認しますので、提出時は写しを添付ください。

■グループ全体の内容を記載する②、③、④、⑤、⑧は、申請企業がそれぞれ同一のものを提出してください。

■作成書類は全てA4サイズで提出してください。

通しページは、交付申請書を1ページとし、各ページ下中央に打ってください。

■⑬法人登記簿謄本及び⑮納税証明書はオンラインで、⑭開業届控えの写しは郵送での発行申請が可能です。詳細については各申請手続を所管する行政機関等へお問い合わせください。

⑬法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)：

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/>

⑭開業届控えの写し：

<https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm>

⑮納税証明書(京都府スマート証明申請サイト)：

<https://ttzk.graffer.jp/pref-kyoto>

## ◆添付にて提出するファイル名の命名ルールについて

ファイル名を下表のとおり設定していただくと、審査がスムーズになります。

ご協力よろしくお願いたします。

14 法人登記簿履歴事項全部証明書（事業者名）.pdf
15 開業届（事業者名）.pdf
16 府税納税証明書（事業者名）.pdf
17-1-1 前期決算書（事業者名）.pdf
17-1-2 前々期決算書（事業者名）.pdf
17-1-3 前前々期決算書（事業者名）.pdf
17-2-1 前期確定申告書（事業者名）.pdf
17-2-2 前々期確定申告書（事業者名）.pdf
17-2-3 前前々期確定申告書（事業者名）.pdf
18 株主一覧（事業者名）.pdf

## 【提出物】紙申請の場合

	提出書類	補助金交付申請	
		代表企業	構成企業
作成書類	① 提出書類チェックシート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 第1号様式 補助金交付申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 第1号様式 別紙1 全体事業計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 第1号様式 別紙1-1 全体事業計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 第1号様式 別紙2 役割分担表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 第1号様式 別紙3 構成メンバー一覧表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 第1号様式 別紙4 プロジェクトリーダーの経歴書	<input type="checkbox"/>	※リーダーのみ
	⑧ 第1号様式 別紙5 申請企業の概要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 第1号様式 別紙6 申請事業費 総括表 (グループ全体)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 第1号様式 別紙7 申請事業費 個別表 (各企業)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 第1号様式 別紙8 反社会的勢力排除等に関する誓約事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑫ 特許リスト及び特許出願書類の写し (該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑬ 第2号様式 事前着手届 (該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ CD-R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付資料	⑮ 企業の法人登記簿謄本 (★原本) (履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑯ 開業届控えの写し (決算期を一期も迎えていない開業した方)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑰ 納税証明書 (★原本) (府税に滞納が無いことの証明書。発行後3カ月以内のもの。) 納税証明書の交付場所について： <a href="https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html">https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html</a>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑱ 会社・組合：直近3期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し 個人：直近3期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲ 株主一覧が記載されている書類 (出資者、出資額の一覧が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

■⑧、⑪、⑮ (又は⑯)、⑰は補助金を交付申請しない企業も提出が必要です。

■グループ全体の内容を記載する③、④、⑤、⑥、⑨は、申請企業がそれぞれ同一のものを提出してください。

■⑭CD-Rには、①～⑬の全てをWord、Excelで保存・記録し、申請事業者名、テーマ名がわかるようにしてください。

■作成書類は全てA4サイズ、片面印刷で提出してください。

通しページは、交付申請書を1ページとし、各ページ下中央に打ってください。

■⑮法人登記簿謄本及び⑰納税証明書はオンラインで、⑯開業届控えの写しは郵送での発行申請が可能です。詳細については各申請手続を所管する行政機関等へお問い合わせください。

⑮法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) :

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/>

⑯開業届控えの写し :

<https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm>

⑰納税証明書 (京都府スマート証明申請サイト) :

<https://ttzk.graffer.jp/pref-kyoto>

(3) 申請受付期間

申請受付期間は次のとおりです。

<電子申請の場合>

**令和8年4月1日(水)～5月25日(月)午後5時までにJグランツで電子申請を実施**

**したもの**

<紙申請の場合>

**令和8年4月1日(水)～5月25日(月)午後5時必着** (郵送又は持参)

→交付決定：Iコース/7月上旬頃(予定)

(4) 相談窓口・提出先

相談窓口・提出先	(公財)京都産業21 企画総務部事業成長支援担当 電話 075-315-9425 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	郵送 又は 持参
	(公財)京都産業21 京都経済センター支所 電話：075-708-3333 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター4F	
	(公財)京都産業21 けいはんな支所 電話 0774-95-2220 〒619-0294 木津川市木津川台9丁目6番・相楽郡精華町精華台7丁目5番1 けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)事務局内	
	(公財)京都産業21 北部支援センター 電話 0772-69-3675 〒627-0004 京丹後市峰山町荒山225	
相談窓口	京都府商工労働観光部産業振興課 電話 075-414-4849 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る	
	京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係 電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	
	京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係 電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	
	京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係 電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市字浜2020	
	京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係 電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	
	最寄りの商工会・商工会議所、京都府中小企業団体中央会	

※電子申請に関する相談は京都産業21で受け付けております。

**6 評価方法**

(1) Iアーリーステージコースは、書面により評価を行います。

(2) 評価は外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会は非公開で行われ、評価経過や結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて財団又は京都府関係者等がヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求められることがあります。

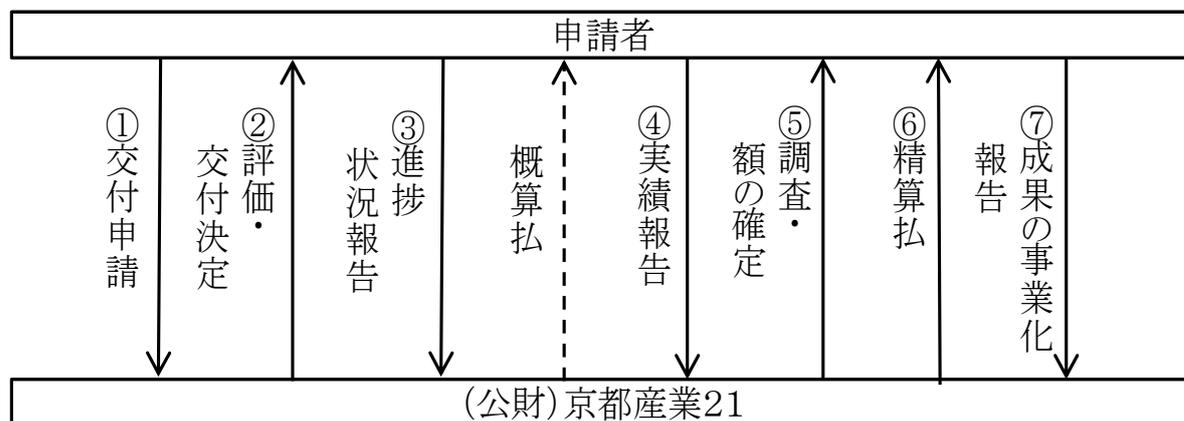
## 7 交付決定

(1) 評価の結果は、財団から交付決定通知書を送付します。なお、申請内容に係る評価や申請状況等を考慮し、事前に申請者と調整の上、申請されたコースと異なるコースで交付決定することや、申請された金額を下回る額で交付決定することがあります。

(2) その他留意事項

ア 交付決定を受けた案件については、公表の可否及び公表内容について事前に申請者と調整・了承を得た上、財団のウェブサイトで公表するとともに、プレス発表など必要に応じて申請内容等を報道機関等へ紹介する場合があります。

イ ①交付申請から⑦成果の事業化報告までのフローは下記のとおりです。  
補助事業完了の翌年度から1年度間、⑦成果の事業化報告を行っていただきます。  
なお、政策目的達成のために、財団のコーディネータ等が、補助事業者には雇用状況の確認を行うことがありますので、可能な範囲で御協力をお願いします。



## 8 「パートナーシップ構築宣言」の普及へのご協力のお願い

京都府では、関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省及び内閣官房副長官）と日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭、日本労働組合総連合会会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設された「パートナーシップ構築宣言」※の普及を促進しています。

実績報告までに、当該宣言(登録)を行っていただきますようご協力をお願いいたします。

※サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

<ポータルサイト>※こちらから登録ができます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>